

4（3）鹿児島県各計画の改定 （策定）について

- ア 県新型インフルエンザ等対策行動計画
- イ 県ギャンブル等依存症対策推進計画
- ウ かがしま子ども未来プラン 2025

令和6年度鹿児島県 改定（策定）予定の計画一覧

計 画 (所管課) 〈計画期間〉	内 容	スケジュール
県新型インフルエンザ等対策行動計画 (感染症対策課) 〈R6〜〉	○ 計画の概要・趣旨 本県の感染症危機に際して、迅速に対応するための基本となる計画 ○ 目的及び基本的戦略 (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する (2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする ○ 対策項目 (1) 実施体制 (2) 情報収集・分析 (3) サーベイランス (4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション (5) 水際対策 (6) まん延防止 (7) ワクチン (8) 医療 (9) 治療薬・治療法 (10) 検査 (11) 保健 (12) 物資 (13) 県民生活及び県民経済の安定の確保 根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法	・第1回感染症対策連携協議会行動計画策定部会（10/21） ・市町村への説明会（11/8） 《今後》 ・パブコメ（12月～1月） ・第2回感染症対策連携協議会行動計画策定部会（2月）
県ギャンブル等依存症対策推進計画 (障害福祉課) 〈R7〜R10〉	○ 計画の概要・趣旨 本県のギャンブル等依存症対策を総合的に推進するための計画 ○ 基本理念 (1) 県民の関心・理解の促進、相談・治療・回復に繋がりやすい環境の整備による当事者・家族等の支援の充実 (2) ギャンブル等依存症に関する各種施策との有機的な連携 (3) インターネットやゲームとの親和性を考慮した若年層からの発症予防 ○ 基本的施策 (1) 理解の促進 (2) 支援の充実 (3) 回復への支援 (4) 基盤の整備 根拠：ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項	・第1回ギャンブル等依存症対策推進協議会（8/8） ・第1回ギャンブル等依存症対策推進計画庁内連絡会議（10/8） ・第2回協議会（11/15） 《今後》 ・第2回庁内連絡会議（12月） ・パブコメ（12月～1月） ・第3回協議会（1月） ・精神保健福祉審議会（2月）

計 画 (所管課) 〈計画期間〉	内 容	スケジュール
かごしま子ども未来プラン2025 (子ども政策課) (R7～R11)	○ 計画の概要・趣旨 本県の子ども・子育て関連施策を総合的に推進するための計画 ○ 基本理念 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう鹿児島を目指して ～全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送るために～ ○ 施策の方向 (1)結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり (2)安心して子育てができる社会づくり (3)子どもの夢や希望を実現する環境づくり (4)子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり (5)ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり 根拠：こども基本法第10条第1項 等	・第1回県子ども・子育て支援会議 (8/31) ・第2回県子ども・子育て支援会議 (11/23) 《今後》 ・パブコメ (1月) ・第3回県子ども・子育て支援会議 (2月)

ア 県新型コロナウイルス等 対策行動計画

鹿児島県新型コロナウイルス等対策行動計画（案）の概要

令和7年（2025年）3月改定

【計画の見直し】

状況変化等に的確に対応するため、政府行動計画等を見直しに合わせて検討を行う

計画改定の経緯

国は、新型コロナウイルス対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、今年7月に「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」を抜本改正した。
県は、改正後の政府行動計画に基づき「県行動計画」の改定を行う。

計画の位置づけ

新型コロナウイルス等対策特別措置法第10条の規定による計画として、新型コロナウイルス等対策政府行動計画を踏まえ、感染症危機に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ新興感染症の発生・まん延時の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るために定めるもの。
合わせて、県行動計画は、市町村行動計画及び指定地方公共機関における業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めるものとなる。

対象となる感染症

新型コロナウイルス等感染症、指定感染症、新感染症

感染症予防計画との違い

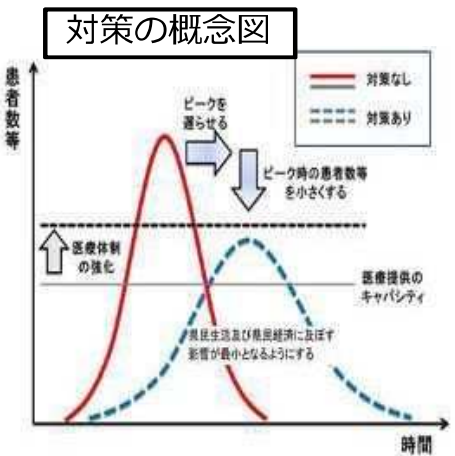
今年3月に改定した県予防計画は、感染症法に基づく計画。全ての感染症を対象とし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を規定している。
一方、県行動計画は、特措法に基づく計画。新型コロナウイルスや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症も念頭に、迅速な初動対応のための体制や経済社会全体にわたる総合的な対策を統一的に講じるために必要な措置を規定している。

主な改正内容

- 時期の区分等 ・記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、準備期の取組を充実
- 対策項目 ・13項目に拡充（新型コロナウイルス対応で課題となった項目を独立、記載を充実）
 - ・中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
 - ・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。**
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。**
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより、県民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・県民生活及び県民経済の安定を確保する。
 - ・感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



計画の構成

第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と県行動計画

第1章 新型コロナウイルス等対策特別措置法の意義等

- 第1節 感染症危機を取り巻く状況
- 第2節 新型コロナウイルス等対策特別措置法の概要
- 第3節 県の感染症危機管理の体制

第2章 政府県行動計画の作成と感染症危機対応

- 第1節 県行動計画の作成
- 第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験
- 第3節 県行動計画改定の目的

第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型コロナウイルス等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

- 第1節 新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略
- 第2節 新型コロナウイルス等対策の基本的な考え方
- 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- 第4節 新型コロナウイルス等対策実施上の留意事項
- 第5節 対策推進のための役割分担

第2章 新型コロナウイルス等対策の対策項目と横断的視点

- 第1節 県行動計画における対策項目等

第3章 政府県行動計画の実効性を確保するための取組等

- 第1節 国立健康危機管理研究機構（JIHS）の果たす役割
- 第2節 地方衛生研究所等の果たす役割
- 第3節 県行動計画等の実効性確保

第3部 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期 ※以下、第2章から第13章まで同じ
- 第3節 対応期

第2章 情報収集・分析

第3章 サーベイランス

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第5章 水際対策

第6章 まん延防止

第7章 ワクチン

第8章 医療

第9章 治療薬・治療法

第10章 検査

第11章 保健

第12章 物資

第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保

各対策項目の主な取組				
対策項目		準備期	初動期	対応期
1	実施体制	①特措法の規定に基づき、必要に応じた県行動計画の見直し ②行動計画の内容を踏まえ、発生に備えた実践的な訓練・研修の実施 ③業務継続計画の改定等 ④国や市町村、関係機関との連携強化	①国内外における発生動向等に関する情報収集 ②関係機関との会議を開催し、情報集約、共有及び分析等を行い、県の初動対応を協議 ③政府対策本部設置に伴う県対策本部の設置	①リスク評価等を踏まえ、地域の実情に応じた対策の実施 ②必要に応じた県及び関係市町村並びに関係指定地方公共機関が実施する対策に関する総合調整 ③まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討・要請 ④政府対策本部の廃止に伴う県対策本部の廃止
2	情報収集・分析	①有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集体制の整備 ②訓練等を通じた情報収集・分析に係る運用状況等の確認 ③情報の一元化、データベース連携等のDXの推進	①有事における積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集体制の整備 ②国内での発生状況やリスク評価等を踏まえ、有事の体制への移行を判断 ③県民等への分かりやすい情報提供・共有	①速やかな情報収集・分析、リスク評価の実施体制の強化 ②リスク評価に基づく感染対策の実施、柔軟かつ機動的な感染対策の見直し ③同左
3	サーベイランス	①感染症サーベイランスの実施体制の整備 ②急性呼吸器感染症の県内の流行状況の把握 ③感染症サーベイランスに関係する人材育成のための研修の実施 ④有事に迅速な情報収集が可能となるよう、DXを推進	①有事における感染症サーベイランス実施体制の整備 ②疑似症サーベイランスの開始 ③県民等への迅速な情報提供・共有	①同左 ②サーベイランスの実施体制の検討や見直し、地域の感染動向等に応じた独自のサーベイランスの実施 ③分析結果等に基づく情報の県民等への分かりやすい情報提供・共有
4	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	①基本的な感染対策等の県民等への分かりやすい情報提供・共有 ②偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ③双方向のコミュニケーション体制の整備・取組推進	①その時点で把握している科学的知見等に基づく、有効な感染防止策等の県民等への分かりやすい情報提供・共有 ②偏見・差別、偽・誤情報への対応(特に感染者等) ③双方向のコミュニケーションの実施、コールセンターの設置	①同左 ②同左(特に医療従事者等、治療法など) ③同左
5	水際対策 (新)	①国が実施する訓練や医療機関や宿泊施設等との協定締結、PCR検査の実施等に必要なに応じて協力 ②離島の保健所における緊急検疫等に備え、検疫所と保健所の連携体制を構築	①国が実施する検疫措置の強化への協力 ②同左	①同左 ②居宅等待機者等に対する健康監視の実施が難しい場合、国に対する実施を要請
6	まん延防止	①想定される新型インフルエンザ等対策の内容や意義についての周知・広報 ②基本的な感染対策の普及 ③個人や事業者に対するまん延防止対策への理解促進	①国と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応の確認	①国と連携し、地域の感染状況等に応じたまん延防止対策の実施 ・県民等への外出自粛等に係る要請、基本的な感染対策に係る要請等 ・事業者や学校等に対する営業時間の変更や休業要請等
7	ワクチン (新)	①ワクチンの接種に必要な資材の把握 ②関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場等を含めた接種体制の構築の準備 ③県民等への予防接種やワクチンへの普及啓発及び情報提供・共有	①ワクチンの接種に必要な資材の確保の準備 ②接種に必要な人員、会場等を含めた接種体制の構築	①ワクチン等の流通体制の構築 ②初動期に構築した接種体制に基づく接種 ③県民等への予防接種の実施等に関する情報提供・共有 ④接種が困難な者が接種を受けられるよう接種体制の拡充
8	医療	①医療機関等と病床確保や発熱外来等に関する協定の締結 ②研修や訓練による人材育成の推進 ③感染症指定医療機関、協定締結医療機関の設備整備等支援及び準備状況の確認 ④離島を含め感染症患者等の移送や搬送手段等について、各関係機関で協議	①感染症に関する知見の共有 ②感染症指定医療機関における受入体制の確保、入院調整に係る体制の構築 ③国からの要請に基づき、協定締結医療機関に対応の準備を要請 ④相談センターの設置	①地域の状況を踏まえ、医療提供体制を段階的に拡充 ②入院調整について、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使 ③相談センターの強化 ④時期に応じた医療提供体制の構築
9	治療薬・治療法 (新)	①国の治療薬・治療法研究開発に対する協力 ②治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等との体制の構築 ③抗インフルエンザウイルス薬の計画的・安定的備蓄	①治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等への情報提供・共有 ②抗インフルエンザウイルス薬の流通備蓄分を含む備蓄量の把握	①安定的な供給が難しい場合は、準備期に整理した円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に適時公平に配分 ②抗インフルエンザウイルス薬が不足する場合は、国備蓄分の配分を要請
10	検査 (新)	①地方衛生研究所等の検査体制の整備 ②訓練・研修等による検査体制の維持・強化	①速やかな検査体制の立ち上げ ②国等が主導する検査診断技術の研究開発への協力	①検査体制の拡充 ②同左
11	保健 (新)	①保健所の感染症有事体制(業務量に対する人員確保数)の情報の確認 ②研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 ③保健所及び地方衛生研究所等の有事に備えた体制整備 ④地域における情報の提供・共有、リスクコミュニケーション	①保健所及び地方衛生研究所等の有事体制への移行準備 ②相談センターやコールセンターの設置等による県民等への情報提供・共有の開始	①保健所及び地方衛生研究所等の有事体制への移行 ②主な対応業務(相談、検査、調査、入院調整、健康観察等)の実施 ③県民等への分かりやすい情報提供・共有 ④流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し
12	物資 (新)	①必要な感染防止対策物資等を備蓄し、定期的に確認 ②協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等の推進、備蓄・配置状況の確認	①協定締結医療機関の備蓄・配置状況の確認 ②感染症防止対策物資等の不足が見込まれる場合、国等と連携し必要量を確保	①協定締結医療機関の備蓄・配置状況を随時確認 ②緊急事態措置の実施に必要な場合、指定(地方)公共機関に対して物資等の配送を、特定物資の所有者に対して売渡しを要請
13	県民生活及び県民 経済の安定の確保	①業務継続計画の重要性等について周知し、策定を促進 ②必要な食料品や生活必需品等の物資及び資材の備蓄 ③火葬能力等の把握、火葬体制の整備	①事業者へ国の事業継続に係る準備等の要請を周知し、必要に応じて事業継続に向けた準備等を要請 ②遺体の火葬・安置等に係る資機材等の備蓄	①心身への影響に関する施策、教育の継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定に関する施策等の実施 ②事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置の実施 ③必要に応じた一時的な埋葬の活用

イ 県ギャンブル等依存症 対策推進計画

第2期鹿児島県ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)の概要

計画期間:令和7年度～令和10年度(4年間)

計画の策定趣旨

ギャンブル等依存症対策に総合的に取り組み、ギャンブル等依存症に対する正しい知識や相談支援について周知し、ギャンブル等依存症で苦しむ人が相談や支援に繋がりやすい環境を目指すために策定。

基本理念

- 県民がギャンブル等依存症に対する関心と理解を深め、相談・治療回復に繋がりやすい環境によって、当事者やその家族等が、日常生活・社会生活を円滑に営む事ができるように支援を行う。
- ギャンブル等依存症に関連して生ずる学業不振、不登校、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に関する施策と有機的な連携を図る。
- ギャンブル等依存症は、インターネットやゲームとの親和性が高く、若年層からの発症予防を図る。

ギャンブル等依存症の定義

本計画におけるギャンブル等依存症とは、ギャンブル等依存症対策基本法で定める「ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことで日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」をいう。なお、医学上の「病的賭博」「ギャンブル障害」の精神疾患と診断された者及びギャンブル等依存症の疑いのある者も含む。

基本的施策

1 理解の促進(普及啓発・予防教育の推進)

正しい知識の普及により、多くの県民がギャンブル等依存症に対して理解を持って対応し、世代特性に配慮した支援及び予防への理解を深める。
【具体的な取組】

- 依存症の正しい知識や相談窓口を記載したポスター等の配布。
- 支援者を対象とした依存症についての講演会や研修会を行い、依存症についての正しい理解、予防対策を含む支援の向上を図る。
- インターネットやゲーム依存等を防止するための情報モラルに関する指導資料等を周知し活用を図る。

2 支援の充実(相談支援・治療支援の充実)

地域特性をふまえた、患者、発症の恐れのある者及びその家族等の関係者が相談しやすい環境の整備、及び医療に繋がりやすい体制づくりを行う。
【具体的な取組】

- 国等が実施する研修に保健所等の職員及び医療機関の職員を派遣することにより、相談技術の向上や専門知識の習得を促進する。
- 相談者の抱える困難の背景に家族のギャンブル等依存症が関連している場合には、適切な支援機関の情報提供を行う。
- 依存症専門医療機関や相談支援が乏しいへき地・離島の各機関に対して、ギャンブル等依存症に関する様々な情報発信や連携を行う。

3 回復への支援(回復支援・社会復帰への支援の充実)

回復に向けた支援及びギャンブル等依存症に関連する各種問題の解決に向けた支援を充実させることで、ギャンブル等依存症患者の回復や社会復帰の促進を図る。
【具体的な取組】

- 家族教室や相談対応などの際に医療機関や生活を支える支援機関・自助グループ等と連携し、本人や家族の回復や生活の質の向上を図る。
- 依存症専門医療機関として、相談・治療・回復支援を専門的にを行い、施設や自助グループ、当事者・家族の団体等への介入、連携、支援等を行う。
- 当事者者だけではなくその家族やこども達に対する介入と支援が必要であり、関係機関とも協働しながら適切かつ包括的な支援を図る。

4 基盤の整備

広く啓発し、当事者の声を拾い上げ、関係機関が連携して支援できる体制を目指し、相談窓口及び医療機関等の関係者が連携した支援体制の構築により、依存症対策の充実を図る。
【具体的な取組】

- 総合的かつ計画的な推進を図るため、各種関係者が参加する協議会を開催し、鹿児島県のギャンブル等依存症対策について協議する。
- 依存症治療拠点機関として、専門治療、普及啓発活動、情報提供、地域・各機関との研修や連携、相談窓口及び家族支援を行う。
- インターネットやゲーム依存等を防止するための情報モラルに関する指導・啓発について、学校や保護者等と連携して取り組む。

推進体制

- ギャンブル等依存症対策推進協議会
- ギャンブル等依存症対策推進計画
庁内連絡会議
- 実務者連携会議

目標

目標項目(指標)	現状(R5年度)	目標値(R10年度)
ギャンブル等依存症問題啓発週間等における普及啓発活動(大学・高等学校等への予防教育等の実施含)	2回	<u>年5回以上</u>
依存症専門医療機関及び治療拠点機関との連携(協議会、実務者会議等)	3回	<u>年3回以上</u>
医療機関・相談機関等における支援者の育成(国研修終了者)	26人	<u>46人以上</u> (年間4人以上)
<u>【新】ギャンブル依存症に対応している医療機関の拡充</u>	<u>42機関</u>	<u>42機関以上</u>
<u>【新】依存問題サポーター(仮称)の養成</u>	—	<u>年間100人</u>

※第1期計画にある相談件数、拠点機関受診者数は、現状把握は行うが評価になじまないため、目標項目から削除する。

ウ かがしま子ども未来 プラン 2025

かごしま子ども未来プラン2025(素案)の概要

[計画期間] 2025(令和7)年度～2029(令和11)年度(5年間)

プラン策定の趣旨

現行の「かごしま子ども未来プラン2020」の期間終了に伴い、国が策定した「こども大綱」や各計画における策定方針、2023(令和5)年度に実施した「少子化等に関する県民意識調査」や「かごしま子ども調査」、子ども・若者の意見を踏まえ、本県の子ども・子育て関連施策を総合的に推進するための指針として策定

プランの構成

第1章 計画の策定について

- 1 計画の位置づけ
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の期間

第2章 計画策定の背景

- 1 少子化をめぐる状況
- 2 母子及び父子並びに寡婦の状況
- 3 子どもの貧困の状況
- 4 子どもの状況
- 5 母子保健の状況
- 6 教育・保育等の状況

第3章 これまでの取組と成果

- 1 これまでの取組と成果
- 2 目標達成状況

第4章 計画の基本理念と推進体制

- 1 基本理念、基本目標及び施策の方向
- 2 施策体系
- 3 推進体制
- 4 点検、評価、見直し

第5章 施策の方向(詳細は右欄に記載)

第6章 子ども・子育て支援新制度の推進

第7章 数値目標(主な重点数値目標は下欄に記載)

- 1 重点数値目標
- 2 包含する計画において掲げる数値目標
- 3 その他

主な重点数値目標

数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
かごしま出会いサポートセンター会員登録者の延べ成婚数	110組	230組
保育所等待機児童数	61人	0人
病児保育事業の実施箇所数	43箇所	57箇所
放課後児童クラブ待機児童数	162人	0人
男性の育児休業取得率	44.1%	78.0%
ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	82.4%	90.0%
いずれは、結婚しようとする未婚者(40代まで)の割合	56.3%	増加させる
予定している子どもの数が2人以上と答える人の割合	80.8%	増加させる

プランの位置づけ

- ・本県の子ども・子育て関連施策を総合的に推進していくための指針として策定
 - ① こども基本法に規定するこども大綱に基づく都道府県こども計画として策定
 - ② 併せて、次世代育成支援対策推進法に規定する次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援事業支援計画として策定
 - ③ 次の計画を包含させながら、一体のものとして策定
 - ・母子保健を含む成育医療等に関する計画
 - ・子ども・若者計画
 - ・子どもの貧困解消対策計画
 - ・母子家庭等及び寡婦自立促進計画
 - ・放課後児童対策に係る県行動計画

基本理念

結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう鹿児島を目指して
～全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送るために～

基本目標

個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進するとともに、子ども・若者が権利の主体として、個人が尊重され、全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送ることができる社会の実現を目指します。

施策の方向

1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

- (1) 総合的な結婚支援の推進
 - ・ライフデザインに関する意識啓発等^新
- (2) 健やかな妊娠・出産への支援
 - ・プレコンセプションケアの推進^新、産前・産後の支援の充実と体制強化^新
- (3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保

2 安心して子育てができる社会づくり

- (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成
- (2) 地域における子育ての支援
 - ・多様な学びや体験、活躍できる機会づくり^新、医療的ケア児への支援^新
- (3) 保育士等の人材確保
- (4) 子育て世代の経済的負担の軽減
- (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

- (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
 - ・子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備^新
- (2) 安全で安心な学校づくり
- (3) 特別支援教育の充実
 - ・共生社会の形成(インクルーシブ教育システム)^新
- (4) 幼児教育の充実
- (5) 郷土教育の推進

- (6) 家庭教育の充実
- (7) 次世代をリードする人材の育成
 - ・在留外国人の子ども・若者、海外から帰国した子ども及び外国人留学生への支援^新

4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり<国のこども大綱の重要事項等を踏まえ再編>

- (1) 子ども・若者の権利の尊重^新
 - ・子ども・若者の権利に関する普及啓発^新
- (2) 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消^新
 - ・教育を通じた男女共同参画の推進^新、性的指向等の多様性に関する知識の普及啓発等^新
 - ・固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組の推進^新
- (3) 児童虐待防止対策の充実
- (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり
- (5) 子どもの居場所づくり^新
- (6) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援
- (7) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進
 - ・子ども・若者の自殺対策^新
- (8) 子ども・若者の社会的自立の支援
 - ・ヤングケアラーへの支援^新、非行防止と自立支援^新
- (9) 社会的養育の充実・強化

5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

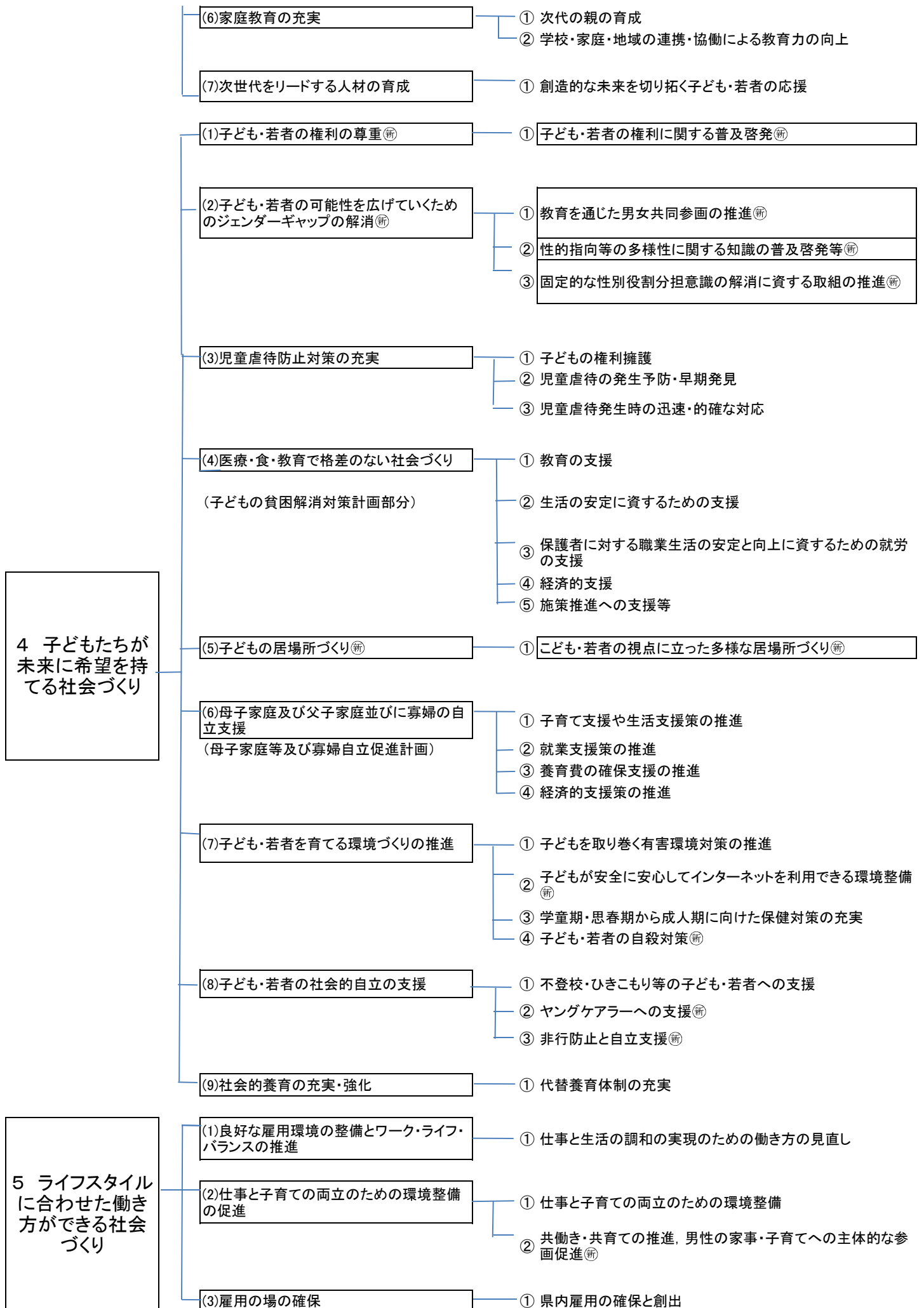
- (1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進
 - ・共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進^新
- (3) 雇用の場の確保

数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
子育てがしやすくなったと感じる人の割合	25.6%	31%
仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える人の割合	24.4%	33%
^新 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	(15.7%)※こども大綱中の値	70%
^新 「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	(97.1%)※こども大綱中の値	現状維持
^新 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	(27.8%)※こども大綱中の値	70%
^新 性別による固定的な役割分担を否定する人の割合 ※	60.4%	70%
^新 子ども食堂の数	197箇所	377箇所
^新 男性の家事・育児時間	2時間05分	2時間30分

※第4次鹿児島県男女共同参画基本計画における数値目標

かごしま子ども未来プラン2025(素案) 体系図





かごしま子ども未来プラン2025 策定スケジュール

年月	内 容	県民の意見	計画策定体制		議会
			少子化対策推進本部会議	子ども・子育て支援会議	
R5年度	少子化に関する県民意識調査	●			
R6年度					
4月					
5月	子ども・若者いけんぷらすメンバー (子ども・子育て支援会議)の公募 (5/9～6/7)	●		●	6月議会
6月					
7月	子ども・若者からの意見募集 (7/17～8/23)	●			
8月	少子化対策推進本部 (8/21)		●		
	子ども・子育て支援会議 (8/31)			●	
9月					9月議会
10月					
11月	少子化対策推進本部 (11/14)		●		
	子ども・子育て支援会議 (11/23)			●	
12月	県議会における素案説明(環境厚生委員会)				12月議会 ●
1月	素案に係るパブリックコメント	●			
2月	子ども・子育て支援会議(新プラン案提示)			●	
3月	新プランの改訂(3月中)				

子ども・若者からの意見への対応について

1 意見募集の概要

対象者	20代までの子ども・若者
実施時期	令和6年7月17日から8月23日にかけて実施
対象地域	鹿児島県内全域
募集した意見	1 あなた自身が鹿児島であなたらしく成長するために望むこと 2 将来、あなたが鹿児島で結婚、妊娠・出産、子育てするために望むこと
募集方法	インターネットによる配布、回収 (県ホームページ等に記載のQRコード等により回答フォームへアクセスし回答)
回答者数・件数	回答者数：248人、回答件数597件 〔内訳：小学生66人、中学生71人、高校生9人、大学・短大・専門学校生25人、社会人(20代)48人、その他29人〕

2 項目ごとの回答件数

項目	件数
1 結婚	25
2 妊娠・出産	46
3 子育て	97
4 教育環境(学校)	81
5 教育環境(家庭・地域)	47

項目	件数
6 児童虐待や子どもの貧困対策	45
7 ジェンダー平等	34
8 安定した雇用・賃金	63
9 仕事と家庭の両立	46
10 その他	26

※内容が重なったもの等は除いているため回答件数とは一致しない。

3 今回、プランに反映した回答件数

項目	件数
1 結婚	17
2 妊娠・出産	36
3 子育て	64
4 教育環境(学校)	21
5 教育環境(家庭・地域)	11

項目	件数
6 児童虐待や子どもの貧困対策	14
7 ジェンダー平等	19
8 安定した雇用・賃金	15
9 仕事と家庭の両立	27
10 その他	1

